

令和4年（行ウ）第35号 建物解体撤去等差止請求事件

原告 野地秀一外86名

被告 北海道

第3準備書面

令和5年1月23日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

(主任) 原告代理人弁護士 原 洋 司

同 弁護士 芦 田 和 真

原告らは、被告北海道の令和5年1月18日付準備書面(1)について、以下のとおり反論する。

1 「処分」は「法律上の利益」の先決関係

(1) 被告北海道の主張

被告北海道は、処分性と法律上の利益の要件は、「相互に関連するとしても

あくまでも独立の訴訟要件であって、・・・『処分』の存在は『法律上の利益』の判断の前提問題である（先決関係にある）」と主張する。

(2) 原告らの反論

原告らは、処分性と法律上の利益とが独立の訴訟要件であることを否定するものではない。

しかし、行訴法上の「処分」とは国民又は住民の権利ないしは利益を左右しうるものでなければならないから、「処分」概念にはそもそも国民又は住民の権利ないしは利益という「法律上の利益」の根幹をなす概念が入り込んでいて、「処分性」の判断においては、論理的必然的に国民等の権利や利益を前提にしなければならない。単なる抽象的な権利や利益を念頭に置いても、「処分性」に関する具体的な判断をすることは不可能である。

行訴法9条2項も、「当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、・・・害される態様及び程度をも勘案するものとする。」としている。害される態様及び程度を考慮するには、害する側である行政庁の行為すなわち「処分」の態様及び程度を考慮せずには不可能である。

また、被告北海道の議論は、「処分性」と「法律上の利益」とが相互に関連するとしてもという留保付の主張であり、相互に関連を有するという前提をとるならば、どちらが先決などということはいえない。

いずれにしても、被告北海道の主張は、行訴法に反する主張であるだけでなく、論理的に破綻している。

2 最高裁の判例の理解

(1) 被告北海道は、原告らが引用した最高裁の判例の解釈について縷々主張して

いるが、原告らは最高裁の判例の趣旨の推移を検討した上で、その趣旨の推移を敷衍して、本件における「処分性」及び「法律上の利益」の訴訟要件について主張したものであり、被告北海道と最高裁の判例の解釈について不毛な議論をするつもりはない。

- (2) ただし、原告らとしても、昭和39年の最高裁の判例が変更されたと主張した事実はないし、判例の存在異議が認められないなどと主張したこともない。ただし、学説には、昭和39年の判例はその後の判例により実質的には変更されたと考えてよいとするものがあることを指摘しておく。

3 第三者の原告適格について

被告北海道は、北海道百年記念塔の解体撤去及び苑費用の支出は、被告北海道と解体業者との私的契約に基づくもので解体業者の事実行為にすぎないし、契約当事者でない第三者の生命、身体、財産等に実力を加えて行政上必要な状態を実現させようとする権力行為と評される余地はないと言い切る。

しかし、これについては第三者の原告適格の問題として、原告らの第2準備書面において既に反論済みであるから、そちらに譲る。

4 原告らの個別的利益について

(1) 被告北海道の主張

被告北海道は、訴訟要件はあくまでも原告ら一人一人について明らかにされなければならないところ、原告らが主張する利益が抽象的な集团的利益として認められるとしても、道民の利益といった抽象的な集团的利益と一線を画する

原告ら一人一人の個別的利益が明らかにされていないから、原告らが主張する利益は、一般的公益に吸収解消されるもので、個別的利益とは言えないと主張する。

(2) 原告らの反論

原告らがいかなる利益を個別的に有しているかについては、第2準備書面において既に明らかにしているから、そちらに譲る。なお、被告北海道は、「抽象的な集团的利益と一線を画する個別的利益」と主張するが、集团的利益と個別的利益は共存しうるものであることを指摘しておく。

なお、最高裁が景観利益を民事上の保護される利益と認め、鞆の浦の差止訴訟の広島地裁も景観利益を享受している多数の住民に広く原告適格を認めている点については第2準備書面で詳論した。このように、景観というそれを構成する各要素を確定することがかなり困難なものでさえ、法律上の保護の対象と認められている。

ましてや、北海道百年記念塔は、明確な一体の塔としての固有性及び特定性を景観以上に有するものである。加えて、建設と受納の趣旨だけでなく、建設後50年以上にわたって北海道に特有の歴史的感覚、芸術的情緒及び文化的価値を喚起、醸成、維持に貢献し、北海道の住民の帰属感、連帯感、一体感、歴史観、責任感、使命感及び郷土愛ひいては北海道の住民の地方自治の本旨を象徴する役割を担ってきており、北海道百年記念塔を眺望、利用及び体験等を行うことによってそれらの利益を体感することは勿論のこと、そのような歴史的、文化的及び精神的な価値を体現する北海道百年記念塔が存在しそれと同時代を共生すること自体が利益である。北海道の住民として北海道百年記念塔とともに同時代を生き、又は、体感体験することが、上記の法律上の利益の恵沢を享受するということである。

したがって、北海道の住民であれば、北海道百年記念塔との距離や実際の訪問経験の有無等の関わりの濃淡を問わず、広くかかる法律上の利益を有している。法律上の利益が多数の住民に認められるにしたがい、個々の利益が希釈化されることについては第2準備書面で触れたが、その部分については「処分」による「法律上の利益」の損害の重大性とりわけ回復の不可逆性を加味することにより客観訴訟化を十分に防止しうるものであり、そして差止め以外に被害救済の方法がないことをも勘案すれば、原告らに原告適格が存在するのは明らかである。

以 上